


# 令和6年度働き方改革推進支援助成金のご案内

コース名	成果目標	助成上限額	助成対象となる取組	助成率
<b>業種別課題対応コース</b> (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成)  	<b>建設事業</b> いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> (※2) ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> ④11H以上： <b>120万円</b> (※3) ⑤4週4休→4週8休：1日増加ごとに <b>25万円</b> 合計 <b>520万円</b>	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ③外部専門家によるコンサルティング	費用の3/4を助成(※7)
	<b>自動車運転の業務</b> いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> (※2) ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> ④11H以上： <b>170万円</b> (※4) 合計 <b>470万円</b>	④外部専門家によるコンサルティング ⑤労働管理用機器等の導入・更新	
	<b>業業に従事する医師</b> いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤医師の働き方改革推進に関する取組を実施	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> (※2) ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> ④11H以上： <b>170万円</b> (※5) ⑤ <b>50万円</b> 合計 <b>520万円</b>	⑥人材確保に向けた取組等	
	<b>砂糖製造業</b> (鹿児島県・沖縄県に限る) いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> (※2) ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> ④11H以上： <b>120万円</b> (※3) 合計 <b>420万円</b>		
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成)  	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>200万円</b> (※6) ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> 合計 <b>250万円</b>		
<b>勤務間インターバル導入コース</b> (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成)  	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： <b>100万円</b> ・11H以上： <b>120万円</b>		
<b>団体推進コース</b> (傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成)  	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	上限額： <b>500万円</b>  複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上) 上限額： <b>1,000万円</b>	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	定額

※1 賃上げ加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に30万円～最大300万円加算(5%以上：48万円～最大480万円加算)。

(団体推進コースを除く) 常時使用する労働者数が30人を超える場合は加算額1/2)。

※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって右記の助成上限額とする(※6において同様)。月80H超→月60～80H：150万円/月60～80H→月60H以下：200万円

※3 9～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額100万円

※4 10～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

※5 9～10Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額120万円/10～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

(B・C水準の医師については10時間以上に限る。)

※6 月80H超→月60～80H：100万円/月60～80H→60H以下：150万円

※7 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

# お問合せ先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係  
電話：03-6893-1100（平日 9：00～17：00）

WEBサイト（東京労働局HP：申請全般についてのご案内）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kyoku\\_oshirase/\\_120743/\\_122923.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/_122923.html)



## 関連サイトのご案内

### 働き方改革特設サイト（支援のご案内）

「働き方改革」のポイント、その他の助成金に関する情報等の「働き方改革」の実現に向けた事業主の皆様への支援策のご案内のほか、中小企業の取り組み事例など動画等でご紹介しています。

WEBサイト（厚生労働省HP）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



### 働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設しています。

WEBサイト（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

